

四万十町教育委員会会議録（平成27年7月定例会）

1. 日 時 平成27年7月7日（火）9：00～11：17

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司						
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子				
教育長	川上哲男						
事務局	教育次長	岡 澄子					
	生涯学習課	課長 辻本明文					
	学校教育課	課長 杉野雅彦	副課長 西谷典生				
		学校教育支援員 田頭誠志					

4. 傍聴者

6名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（大村和志委員）

(4) 議題

①議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）

②議案第2号 四万十町子ども園・保育所連合会活動費補助金交付要綱の制定について

③議案第3号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について

(5) 協議事項

①四万十町小中・小中連携教育推進協議会規約について

②特別支援教育支援員の採用について

(6) 報告事項

①平成27年度四万十町教育委員会県外視察研修について（7/14～7/16）

②平成27年度四万十町教育関係職員夏季研修会について

③高岡地教連教育委員夏季研修会について

④四万十町総合振興計画審議会委員の選出（推薦）について

(7) その他

①臨時教育委員会の日程調整について

6. 議 事

委員長： 議案第1号は個人情報の関係がありますので、傍聴の方は退席をお願いします。

（傍聴者退室）

委員長 : それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについての説明をお願いします。
(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて説明する。)

委員長 : ご意見等はありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : 議案第1号 指定校区外就学については、承認することによろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについては、承認をされました。

(傍聴者入室)

委員長 : 議案第2号 四万十町子ども園・保育所連合会活動費補助金交付要綱の制定についての説明をお願いします。
(事務局より、四万十町子ども園・保育所連合会活動費補助金交付要綱の制定について説明する。)

委員長 : ご意見、質問はありませんか。

委員 : 今年、初めて交付するのですか。

事務局 : 初めてではありません。以前は、幼保連合会という形で補助金を交付していました。

委員 : 連合会のメンバー構成を教えてください。

事務局 : 保育の所長、保育士、調理師、用務員で構成し、104名が会員の方が所属しています。

委員 : 年に2、3回、会議等を開催しているのですか。

事務局 : 総会は2回。また、研修等を行っています。

委員 : 調理師部会とか用務員部会とかに補助するのですか。

事務局 : それぞれの研修に要する経費に補助をします。

委員長 : 今までなかったものを今回まとめるという事で、要綱を作成するのですか。

事務局 : これまで、町の補助金交付規則に基づいて交付をしてきましたが、もっと特定した要綱を作る必要があるのではないかという事で今回整理しました。

委員 : 過去に幼保連合会として補助限度額15万円の範囲内で行われていた訳ですが、それを行った成果とか残っているのですか。

事務局 : 資料としては連合会の方に残っていると思います。生涯学習課には実績だけ報告されています。

委員 : 実績報告と成果物と今後の方向が必要になってくると思います。要綱にそういうものを盛り込むことは必要だと思います。

委員長 : 第8条で実績報告について審査を行い、その後で、補助金の額を確定するとありますが、事業終了後、実績報告で金額が決まるのですか。

事務局 : そうです。15万円が上限で、それ以下で研修費が抑えられた場合は、金額が変わるので、変更となる場合があります。

委員長 : 申請の時点で確定ではなくて、事業が終わった後で最終確定となるのですか。

事務局 : はい。

委員 : 例えば、学校は学校評価があります。それと同じ様に、各園や各保育所の1年間の活動報告に対する自己評価を提出することは必要だと思います。

委員 : 保育所訪問をした時に出てくる資料ですが、目標とか考え方をもう少し細かく詰め

ていくことも必要なので、そういったことのきっかけにしていくような形にしていけばいいかと思います。保育実績報告、自己評価は必要だと思います。

委員： 学校訪問に行った時に、学校の一年間の目標があり、最後に何%達成できたかというのがありました。そういうものも保育所単位で作っています。

委員長： 計画があって、保育所の方でも自己評価もしていますので、それを提出してもらっていくという事でよろしいですか。

事務局： それを委員会の方に提出していただきます。

委員： 我々が見られるようにしていただきたいです。

委員長： 評価の件はそういう事でお願いします。それではお諮りします。議案第2号 四万十町子ども園・保育所連合会活動費補助金交付要綱の制定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第2号 四万十町子ども園・保育所連合会活動費補助金交付要綱の制定については、承認をされました。

次に議案第3号四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について、説明をおねがいします。

(事務局より、四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程について説明する。)

委員長： この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

委員： 非常に抽象的な表現。習熟は何をもって習熟と言うのか、不確定な形で認めることとなりますね。

委員長： 1年という具体的な文言は消えて、習熟ということになったということ所が変更となっています。

委員： 免許を取っている以上は、習熟であろうとなかろうと警察の問題で、それを新たにこちらで習熟の基準がないのに警察のさらに同じような事を我々がお墨付きを出すという理屈自体おかしいと思います。

教育長： 今まで1年未満という所、我々はどこで習熟を確認という事もあるかと思いますが、このことについては、1年で習熟になっているか見極めも難しいと思います。ただ、先ほど話が出ていたように自動車学校等でしっかりと運転もされて免許を与えられているという中で、こういった形をとったのは、四万十町の規程の方に合わせるため1年以上の運転経験という所を除いた形になっています。

委員長： それでは、お諮りをします。議案第3号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程については、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第3号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程は、承認をされました。

日程5 協議事項①四万十町小小・小中連携教育推進協議会規約について、説明をお願いします。

(事務局より、四万十町小小・小中連携教育推進協議会規約について説明する。)

委員長： 今日、規約を決定するのですか。

事務局： この内容でやっていきたいので、法制審査会へ依頼する前に、ご了承いただきたい。

委員長： この件につきまして、ご意見、質問はありませんか。

委員： 連携教育の考え方の所にももう少し具体性があった方がいいのかもしれないと思いま

す。どうして、だから小小、小中なのかという所がここにも書かれている現在の子供達を取り巻く問題の解決や教育活動の様々な課題の克服については、小小・小中連携教育の推進が重要な手法であると考えするという、その辺の所について理解のまだ浅い人については、ちょっと解り難いかもしれないです。

町民の方に、特に保護者とか、こういう風な方向で教育委員会としては考えていますよということをやはりリリースしていかないといけないと思います。その時に教育委員会として、そのあたりの具体性を明文化しておくという事が我々としての集団意識形成としては必要だと思います。

四万十町教育委員会のゆるぎない考え方というのがここにないと、どんどん人が変わっていくことになって全部また初めからとなってしまうので、この組織のありようというのも、ちょっと注意が必要だと思います。

この形態については、異論はないです。

教育長 : 四万十町における現状、それに対する課題、また分析、また今から先のそういった取組、なぜ、こういう形を取らなければならないのか非常に大事な所です。委員のご意見もいただいて、しっかりとした形を作って今から先を進めて行くという事で、ご理解いただけたらと思います。

委員長 : 他に意見はありませんか。

委員 : 町教研の部会にこの部会、全部出ると本会議が3回あって、実践交流会が2回あって、回数がプラスされていく。そうすると先生方の疲労感が出る。意欲を減退するという方法では、この連携協定はなっていないので、そこをきちっと説明し、理解してもらわなければいけないと思います。

町教研の部会の中に授業交流があるので、わざわざ推進部会を設けなくても町教研のできるのにそれに替えられないか、それとのすり合わせの部分が討議していく中で出てくると思います。僕は進めなければいけないと思っているが、そうすると我々が連携教育に対する考え方を統一していかなければならないですね。合議制だから3人が賛成して2人が反対しても合議として教育委員会の意見として対応しなければならないと思います。町の連携教育の方向性というものは、考えて行かなければならないですね。

高知や梶原の一貫教育とちがって、これは連携であって一貫ではないわけですね。何を連携して子供達に地域の中のいいものを見つけ出すか、それとプラス学力をどうするかという問題があり、両面で行かなければ僕はいけないと思います。

全小中学校の教職員に理解を図る、理解の図り方も考えて行かなければなりません。当然、これが出てくると幼小も出てきますね。これに連動してね。ちょっと考えていかなければならないだろうし、基本的には、こういうものであろうと思います。

教育長 : このペーパーが全てではありません。協議会発足後は、町内全体の学校教育のレベルアップ、学力向上を目指すところも繋げて行き、知・徳・体、そういった所をまんべんなく上げて行くという事は当然考えて行かなければなりません。活動の中で、形を変えて行かなければいけないような事にもなってくるかなと思っています。

今回は、協議会を発足して、この目的に沿った活動をとにかくして行こうじゃないかという教育委員会の考え、また思いという所は出しながら、目的に向けて一歩進めたいと思います。

委員 : 十川中へ行くと昭和小の子が苦しい思いをするという事がないように、例えば窪川中学校校区の児童達も窪中に入った時には、大体同じレベルの学力を持って、スター

トできるような意味を持っていると思います。

窪小と窪中の関係があつて窪小を中心とした連携内容をするのがないと思いますが、川口や影野、東又、仁井田の子どもを同じようにレベルアップして窪中へ送る。最終的に腹をくくって取り組んでいただきたい、指導してもらいたいと思います。

委員：これは、教育長が言うように、ひとまず、立ち上げるということですが、四万十町の教育委員会の考え方として出てきたようには僕には見えません。文科省や県などから概念と政策が下りてきて、それから腰を上げたように僕には見える。多分そういうことが、ほとんどだと思います。現実的には、ひとまず立ち上げようというのは、致し方がないと思います。

委員長：これを基にスタートし、委員としての意見なり委員会としての修正なりを加えながらやって行くという事でどうでしょうか。

これは、協議事項なので、承認はなくてよいのですか。

教育長：こういう形で法制審の方へ審査を依頼するので、承認いただきたいです。

委員長：協議事項ではあるが、承認がいるという事です。

事務局：字句については、法制審で一定変わる可能性があることも含めて承認いただけたらと思います。

委員長：四万十町小小・小中連携教育推進協議会規約については、承認でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：協議事項①四万十町小小・小中連携教育推進協議会規約については、承認をされました。

協議事項②特別支援教育支援員の採用について、説明をお願いします。

(事務局より、特別支援教育支援員の採用について説明する。)

委員長：具体的な役割という事で資料もいただいています。この件について、意見等はありませんか。

委員：支援員と担任との関わりというか、学校の中のポジショニングとか、その所が現場では結構重要だと思います。その辺の宙ぶらりん感というのか、自分が聞いている役割と学校が考えている役割との擦れ違いが現場では起こっていると思います。

担任と協力しながら周囲の児童生徒に対応するという所の協力の仕方が、その人その人で担任は担任、学校は学校、支援員は支援員でかなりまちまちで、ここの所で結構苦しんでいるような気がします。担任との関わり方とか、それは支援員の方だけではなくて、学校にも担任の方にもしっかり周知しながら、支援員の方が目いっぱいやれるそういう環境づくりについて加えられるならば、動きやすい内容になると思います。

事務局：学校によって組織としていかに支援員さんを活用して行く、支援員さんと話し合いを持ってこういう場面ではこういう風にするという、ある一定細かいところまで協議をしている学校、週一回とか一日の中で10分でもそれをしている学校もあれば、なかなかそこが実際できていない学校もあるというのが学校訪問の中でも感じました。校長がまずリーダーシップをとってこういう子供さんに対してこういう支援が必要だからということで要望が出てきているので、その要望に沿った支援をいかにしてもらうかを学校で考えてもらわなければいけないと思います。

これは支援員さんの役割だが、学校としてやるべき事というのを付け加えるなり、別にするなり、一つのものにして支援を行ってもらわなければいけないと思います。

来年度に向けて、こういう形をといるのを何度かお示して、その中で意見をいただき、最終的に来年1月くらいには要望を提出してもらおうようにしますので、それまでに仕上げるということで協議をいただいたらと思います。

委員： 担任から見た支援員に対する思いもある。双方が話し合う事で決めて行かなければならないですね。

委員： その意味で、どちらもが安心できる仕組みの設定というのが必要です。

委員長： そうでないと、支援員さんの意味がなくなりますね。

委員： もともと、支援員というのは、教員免許があったとしても、支援員は支援員であって、教えることはできません。そうすると、指導者は学級担任なので彼ら彼女らは全くの補助であり、「まちがっているよ。」と直すことができないですね。

例えば2番目にあるように全て補助ですから、そこが、きちっとできていないと学級担任とのトラブルが起こる可能性があります。学級担任のエゴがあるかもしれないけれど、45分の中でうろちょろしてほしくない人もいます。そこらをきちっと話してやらないといけません。消しゴムが使えない子には消しゴムを使わしてやることはいいけれど、教科そのものを教えると問題のある支援員となる訳ですよ。

委員： 学校がどのように組織づくりをするかという事が重要ですね。結局、担任にとって、そこに支援員が入っているという事は、ある種のアシスタントとして入る訳で、その関係づくりを学校がきちっとプロデュースするという事を明文化しておかなければならないと思います。

委員： 学校で学級担任と支援員さんが、明日の授業をこういう教材でやるので、このように指導してくれとか、支援員さんもわかりましたというお互いが話し合うような時間がとれているのでしょうか。

事務局： 学校の先生方のお話を聞くと、短い時間しか取れないという事は聞きます。時間は取れないけれども、ある程度、毎回その学級に入ってやっているならば、大体こういう時にはこういう風にして行くというのは、小学校の場合には担任が同じですので、一度話をしておけば、ある程度あうんの呼吸でできそうです。

委員： 支援員という意味をしっかりとらえて、なんでこの子に必要かと。この子が学校へ来るのは、やはり、勉強はしたいし友達と遊びたいということで来るわけですから。その子ども達のために支援員に何ができるかということを中心に考えてもらいたいです。

委員： そのあたりを明文化しておくことが重要です。また伝えときますでは各校の校長のとらえ方によって、さまざまになってしまう。こういう事は大事だと思うので、また言っておきますでは結局また同じになる。だから、こういう風な形でやって下さいという事がきちっとないと、人によって取りようが変わるのでは、指示の出し方としては最悪だと思います。

教育長： 各学校で統一した形で、そういった取組、支援員さんとの関係をやっていただくという事で、できたらと思います。

委員： 保育所の場合は障害児の加配分で保育士さんがいる訳ですが、関わりとかを記録に取っていて、それを所長が目を通して。支援員さんは、校長にそういったものを提出しているのですか。

事務局： 委員会として、全員が提出するとは決めていません。学校の中でメモ的に気の付いたところを書くという形でやっている所はあると思います。

委員： その際は、加配の先生の抱えている悩みとか子供達への接し方とか書きますね。そ

の記録もない、ただ来て見るだけでは、いけないと思います。

委員：今の話は、結構重要だと思います。そういうことが、この役割に入っていないといけないですね。

委員：支援員さんも、簡単で構わないので1日のことをメモしておいて、担任に読んでもらって取り組みをする学校もあってもいいかなあとと思います。

教育長：気づいたところをメモする、あるいは、お互いの話をする中で担任と記録しておくのが大事なことだと思います。

委員長：色々なご意見も出ておりますが、学校のリーダーシップ、担任との関わり、支援員さんの考え、またメモをするなり等をできれば文言に加えたら良いという事で、もう少し時間をかけながら整理するという事でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

委員長：続きまして、6 報告事項になります。②平成27年度四万十町教育関係職員夏季研修会について、説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度四万十町教育関係職員夏季研修会について説明する。)

委員長：次に③高岡地教連教育委員夏季研修会について、説明をお願いします。

(事務局より、高岡地教連教育委員夏季研修会について説明する。)

委員長：続いて、①平成27年度四万十町教育委員会県外視察研修について、説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度四万十町教育委員会県外視察研修について説明する。)

委員：簡単に、ここにした理由と経緯をお聞かせ下さい。

委員長：この議案が済みした後2項目残っておりますが、公開できない議案になりますので、この案件終了後でひとまず傍聴の方は退室して下さい。

教育長：小小連携、小中連携というところです。学力向上だけでなく、学校の造りも特徴的で、教科ごとに教室を変えらるゝかできることとなっております。

事務局：例えば社会の時間ならば社会の教室へ行くこととなります。教室がいくつかあって造りも変わっています。先進的な造りになっていることもあると聞いています。

委員：小小、小中連携となっているので、我々が研修する内容にふさわしいところですね。

教育長：児童、生徒、職員の授業に対する姿勢、状況また学校の方を全般的に見て頂く、教育委員会の方からも話を聞かせて頂く研修となっております。

委員：近くで梶原学園がある。あそこ一貫教育です。わざわざ遠くへ行かなくてもせつかく近くにあるので、個人的には行ってみたいなと思っています。

教育長：また、いろいろとそういった研修の場も設けながらやって行きたいと思っています。今回は、学力だけではなく体力面とかも含めて先進的に取り組まれているというところですね。それが、帰ってきて四万十町でどう生かされるかというところについては、四万十町なりのまとめをして行かなければ、また取り組みの方も考えて行くということになるかと思っています。ただ、日本の中でも先進的な取り組みをされているということを見て、我々も感じ取って行きたいというところです。

委員：四万十町で、なぜ先進的なことが生まれないのでしょうか。研修に行けばばかりで研修に来て頂くようなところがどうしてできないのか。

教育長：そういう所を感じて頂くために先進的な所に行くということでご理解いただけたらいいかなと思います。委員言われる様になぜ先進的な所に四万十町はならない

かということ、また我々こういう所をしっかりとやっていかなければならない事なんかも恐らく皆さん感じて頂くことができるかなと思います。

また、こういう取り組みをやっているがもうちょっと強化していかなければならないかなという所も感じて頂いて四万十町の教育を進めていけたらと思います。

(事務局より、平成27年度四万十町教育委員会県外視察研修について補足説明をする。)

委員長 : よろしいでしょうか。

ここで、あと2議案ありますけれども非公開ということでございます。傍聴者の方は、ここでお引き取りをお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

委員 : 前から言っているフリートークみたいなことが必要なんじゃないかなと思います。小小、小中連携のことで中屋委員がお話しされましたけれども、その小小、小中連携について、もうちょっと考えを深めたいとか、こういう所で出た議題とかをまた次に深めようね、みたいなことがあってもいいのかなあとそれだけちょっと発言させていただきます。

委員長 : 休憩を取りたいと思います。

(小休中)

委員長 : それでは、再開をしたいと思います。

続きまして、6 報告事項の④四万十町総合振興計画審議会委員の選出(推薦)について説明をお願いします。

(事務局より、四万十町総合振興計画審議会委員の選出(推薦)について説明する。)

委員長 : 委員長ということですが、ちなみに任期は何年でしょうか。

事務局 : 2年間です。今年度は、まち、ひと、しごと創生総合戦略は作りますけれども、総合振興計画については、29年度からの分を28年度に策定ですので、今年度から来年にかけて2か年ということですよ。

委員長 : 分かりました。それでは、私がやらさせていただきます。

7その他の件、①臨時教育委員会の日程調整についてです。説明をお願いします。

(教育長より、平成28年度主要教科書高岡地区中学校の教科書の採択に伴う臨時教育委員会について説明する。)

教育長 : 8月3日の月曜日には、事務局である須崎市の方へ協議結果を連絡しなければなりませんので、7月末までに行えたらと思っております。

委員長 : 29日が夏季研修会ですので、この日を避けて7月30日9時という事でよろしいですか。

全委員 : はい。

委員長 : その他、何かありませんか。

全委員 : ありません。

事務局 : ありません。

7. その他

- (1) 苦情委員について、委員より提案等
- (2) 放課後子供教室について、委員より提案等

(閉会)

8月の定例委員会予定 平成27年8月13日(木)

委員長 : _____

署名人 : _____